

憲法九条をめぐる情勢

いま憲法九条を中心に日本国憲法を改悪し、アメリカの言いなりの世界侵略に向けて「戦争をする国」にしようとする動きが日々強まっている。これに対して、一昨年6月、ノーベル賞作家・大江健三郎氏らわが国の著名な知識人九名が中心となって「九条の会」を発足させ、その運動を全国に広げた。現在、4,000を超える「九条の会」が全国各地域で結成され、日本国憲法を守る運動が展開されている。豊能町でも、昨年6月「豊能九条の会」を発足させ、平和憲法の重要性とその遵守の意義を訴えてきている。

1. 日本国憲法

日本国憲法のキーワードは、「平和」と「幸福」である。このキーワードを貫徹するために、日本国憲法は、国民に対して種々の自由と権利を保障し、天皇をはじめ三権に義務を負わせた、いわば、主権者であるわれわれ国民から「国に対する」命令書である。つまり、「戦争をするな」「国民の権利を守れ」と、主権者であるわれわれは国に命令を発することができるのである。また、われわれは、上のキーワードをもとめて、あの痛恨の戦争経験から、侵略した国々および当該国の人々を含めて世界に対して、国家としての戦争責任を公にしながらい、再び「戦争をしない」ことを世界に宣言したのである。日本国憲法は、したがって、世界で最も「平和主義」を徹底させたもので、「戦争のない世界」を目指す「ポラリス的憲法」である。

2. 自民党新憲法草案

昨年10月28日、自民党「新憲法草案」が発表された。現「平和憲法」との関連では、1) 前文から、侵略戦争への反省、平和的生存権を削除し、「国と社会」を支えることを国民的義務としていること、2) 戦力不保持と交戦権否認の九条二項を削除し、自衛軍の保持と軍事裁判所の設置を明記していること、3) 自衛軍は自衛のほか、「国際的に強調して行われる活動(=戦争)」に参加をすること、4) 「公益」「公の秩序」の条項を記述し、人権を制約していること、などの問題点がある。

この草案は、次の日(10月29日)に行われた日米外務・軍事担当閣僚による「日米安全保障協議委員会(2プラス2)」(SCC)への最大の土産となったことであろう。当該会議SCCでは、当然のことながら改憲を前提として、司令の一体化、基地の拡大、世界侵略の共同作戦などの具体的協議がなされたはずである。したがって、このような自民党新憲法草案の持つ危険な側面を見逃すわけにはいかない。

3. 国民投票法案

衆院憲法調査特別委員会は、3月7日理事懇談会を開き、自民党が提案していた改憲のための国民投票に関する協議を始めることを、自民党、公明党、民主党の賛成によ

り決定した。また、与党は同日の政策責任者会議において、憲法改定手続きを決める国民投票法案について、今国会提出を目指し、大型連休明けには参院に送付したいとの意向を明らかにした。この法案は、改憲とセットのものである。つまり、繰り返しになるが、戦争を放棄し戦力の不保持と交戦権を否定した憲法九条を改定し、日本を「海外で戦争のでる国」に変える道（①武力行使を目的とした海外派兵、②集団的自衛権の行使、③武力行使を伴う国連軍への参加）へ進めるための「改悪憲法」策定を狙う、いわば「露払い」の役割が国民投票法案である。

憲法の改定は衆参両院三分の二以上の賛成で発議された後、国民投票において決定される。ここで明確にしておきたいことは、国民投票の有り様を決める国民投票法の制定は、あくまでも改憲が前提である。改憲勢力は、しかし、国民に「セット議論」を隠蔽するために、「憲法改正の手続きと」（＝国民投票）と「憲法改正内容」（＝憲法改悪）を切り離して議論すべきであるとし、「中立・公正なルールづくり」を装っている。そして、国会議員の不作為義務（憲法 96 条「憲法改正手続き」に基づいての「憲法改正国民投票法」未策定）まで持ち出して、国民投票法制定に向けての取り組みを促している。しかし、国民はこの国民投票法が存在しないために過去 60 年間不都合をきたしたことはなかった。従って、「改憲とセット」にした姑息な方法による国民投票法の制定を阻止しなければならない。絶対に九条改悪と無関係に国民投票法案が存在するのではないことを再度銘記したい。

とくに注目しておきたいことは、与党と民主党は、投票成立要件として、国民の過半数条項を最も低いハードルである「有効投票数の過半数」を提起していることである。最低投票率制限をしないまま「有効投票数の過半数」とすれば、無効投票如何では、有権者の 1～2 割の賛成で成立することになり、九条を変えたい姑息な企みを合法的に貫徹することができるのである。

<憲法 96 条>においては、憲法「改正」について「各議院の総議員の三分の二以上の賛成において、国会が、これを発議」し、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票」で「過半数の賛成」を得て初めて承認される。一般の法律と異なって、国民自身が最終的に決定する仕組みになっているのは、憲法改正がその制定と同様に、主権（憲法制定権力）の重要な行使と考えられるからである。同様に、国民の権利を守るために権力を縛るという本質を持つ憲法を、権力を持った勢力が勝手につくりかえないようにするためでもある。

4. SCCの深化

昨年 10 月 29 日の 2 プラス 2 会議を契機に、憲法九条の改定に向けて、マスコミを総動員しての動きが加速されてきた。アメリカの強力な圧力により、世紀を亘る日本の軍事支配と、日本を世界侵略の前線基地化が進行している。現在でも目に余るアメリカの軍事支配が、大野前防衛長官の言を借りれば、座間市の米軍基地は「国家 100 年の計画」によって固定化されるのである。ワシントン州フォートルイスにある米陸軍戦闘司令部を新しい戦闘司令部（UEX）に改変し、座間市に移転し世界最強の四軍統合の司令部隊へと深化させる方針である。さらに、自衛隊も、在日米軍再編日米合

意に基づき、陸上自衛隊中央即応集団司令部を座間市に設置し、日米作戦共同司令のもとに世界侵略共同作戦展開を描いている。事態は極めて深刻である。「平和憲法九条」の存在による戦争への歯止めが消失すれば、軍靴、戦車や大砲はもとより、コンピューターを駆使した高度精密兵器の往来により、環境も町も人も瞬時に消滅することとなる。

SCC の合意に基づく米軍基地再編の一環として、米軍厚着基地艦載機部隊を米海兵隊岩国基地に移転する計画がだされているが、このことへの賛否を問う住民投票では圧倒的多数の市民が移転拒否を示した（3月12日）。この住民投票の結果を、全国の米軍基地反対・撤去の運動と連帯させいくことが必要である。市民運動が地方の行政と共同作業を進める中で、国に対して反戦・平和の政策実現への大運動を共に構築しなければならない。

5. 国内外で広がる「憲法九条をまもろう」の運動

「憲法九条」を改悪し「軍隊」創設が狙われているが、軍隊は戦争のために存在し、戦争は人を殺戮することが目的であり、国として軍隊を持つことは自ら「国家テロ」を宣言することである。平和を維持するために軍隊が必要であると嘯くが、それは将に支配者の「驕り」の論理であり、丁度教育現場における「愛と鞭」と同じ関係である。軍隊の存在下において人が死ななかつた例は無く、平和と軍隊（＝戦争）とは絶対に両立しない。いま、世界は戦争ではなく平和へ向けてあらゆる方策を模索しており、そのエネルギーは怒濤のごとく広がっており、早晚、戦争勢力を飲み込んでいく勢いである。

日本国憲法を世界に向けて発信し、一日も早い世界平和を構築しようとする動きが急速に高まっている。例えば、

- ① ハーグ世界平和市民会議（1999）決議「各国議会は日本国憲法九条のように、政府が戦争を禁止する決議を採択すべきである」
- ② 国連ミレニアム・フォーラム（2000）決議「すべての国が日本国憲法に述べられている戦争放棄の原則を自国の憲法において採択するよう提案する」
- ③ 国際民主主義法律家協会（IADL）第16回大会（パリ、2005）決議「IADLは、日本軍がアメリカ軍と一緒に肩を並べて世界各地で軍事力を行使することを容認するために第九条を変えることに反対する。21世紀に戦争のない世界をつくりあげることは、人類の悲願である。それゆえ、第九条は、人類の宝である。人類の宝を破壊することは絶対に許されない」
- ④ 「九条の会」アピール（2004）「私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来のあり方に対する、主権者の責任です。日本と世界に平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます」

などである。一人ひとりが、平和を享受してきた環境を未来の子どもたちにも伝えていく責任を少しでも果たすことをいまずぐ始めよう！

6. 行動

「戦争」は困る。「平和」であって欲しい。これは誰しも望むところである。しかし、「平和」は歩いてこない。自らの運動において掴み取る以外に方法はない。市民であるわれわれが、平和憲法を守るために方策と行動を主体的に議論することである。今日のようなメディアや大学の状況下では、特にわれわれの主体的行動が要請される。

(1) メディアは、一方では、与党・民主党の改憲のための報道に専念し、他方では、戦争はダメ、平和が大切、と読者の声などを利用して、一見「良心」を装う。しかし、平和を構築する行動を否定し、そのような行動を無視しようとする。つまり、九条を守り育てることの大切さを訴える責任を放棄している。また、(2) 大学においては、従来からそうではあるが、「人が生きようか死のうか」の時に、まだ「象牙の塔」に頑なに閉じこもり、「研究・教育」に専念している。平和の課題に勝る「研究や教育」なるものがあるというのか！学問研究が人類の発展のために存在すると本当に言うのであれば、即刻、「平和の前衛」として市民運動の先頭に立て！

思想信条は自由であるという。将にその通りである。しかし、「人殺しはしない」ということを誓い実践する世界においてのみ、思想信条の自由が保障されているのであるから、「人殺しはしない」という一点での一致を求めて立ち上がりたい。そうでなければ、人間としてこの世の中に存在し、後世に平和な社会を伝達する責任は果たせない。後世の社会の信託を受けて今日のわれわれが存在していることを銘記したい。

7. 映画「日本国憲法」

鑑賞の仕方は種々あるが、1) 国の存立基盤（人殺しが日常化＝アメリカ VS 人殺しをしないことが日常化＝日本）を見極める力を養成すること重要性、2) 主権在民の主語はわれわれ一人ひとりの国民であることの国民的理解（＝憲法を守り育てる「主語」は国民）、3) 「傷だらけの九条」だが、なお健在であり、60年間国家として人殺しもせず殺されもしなかったことの平和的意味、4) 国際的に謝罪する術を見いだせないこの「国」にとって、百万言による謝罪もさることながら、この「九条」を「日本国憲法」の柱として記述し守り育てることこそ、アジアを初めとする世界の国々対してのわれわれ国民の「国際的謝罪」であること、5) 「九条」をもつ当該国民として、自覚と歓喜をもって、「九条」を世界憲法へと醸成させる誇りと責任、などなどの発言に極めて深い感銘を受けた。

湯浅精二